ヌ　防災再開発促進地区内における認定建替計画による買換え

ル　内航日本船舶から内航日本船舶以外の減価償却資産への買換え

㈦　認定特定非営利活動法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度においてその収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額で所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の合計額について、その取消しの日を含む事業年度において行う収益事業から生じた収益の額とみなすこととした。（第六六条の一一の二関係）

㈧　農林中央金庫の合併等に係る課税の特例について、共済事業を行う消費生活協同組合等の共同事業現物出資に係る措置を除外することとした。（第六八条の二関係）

㈨　退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を平成二六年三月三一日まで延長することとした。（第六八条の四関係）

㈩　次に掲げる租税特別措置の適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。

(1)　新用途米穀加工品等製造設備の特別償却（第一一条の四、第四四条の四及び第六八条の二五関係）

(2)　倉庫用建物等の割増償却（第一五条、第四八条及び第六八条の三六関係）

(3)　農業経営基盤強化準備金（第二四条の二、第六一条の二及び第六八条の六四関係）

(4)　技術研究組合の所得計算の特例（第六六条の一〇及び第六八条の九四関係）

(三)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を平成二四年三月三一日まで延長することとした。

(1)　中小企業者等の法人税率の特例（第四二条の三の二及び第六八条の八関係）

(2)　試験研究を行った場合の特別税額控除の特例（第一〇条の二、第四二条の四の二及び第六八条の九の二関係）

(3)　エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度における即時償却措置（第一〇条の二の二、第四二条の五及び第六八条の一〇関係）

(4)　事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除（第一〇条の四、第四二条の七及び第六八条の一二関係）

(5)　集積区域における集積産業用資産の特別償却（第一一条の三、第四四条及び第六八条の二〇関係）

(6)　事業革新設備の特別償却（第一一条の二、第四四条の二及び第六八条の二一関係）

(7)　資源需給構造変化対応設備等の特別償却制度における即時償却措置（第一一条の二、第四四条の二及び第六八条の二一関係）

(8)　岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金（第二〇条の二、第五五条の六及び第六八条の四五関係）

(9)　中小企業等の貸倒引当金の特例における公益法人等又は協同組合等の繰入限度額に係る割増措置（第五七条の一〇及び第六八条の五九関係）

⑽　商工組合等の留保所得の特別控除（第六一条関係）

㈢　次に掲げる租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止することとした。

(1)　地震防災対策用資産の特別償却（旧租税特別措置法第一一条の二、第四四条及び第六八条の一九関係）

(2)　障害者対応設備等の特別償却（旧租税特別措置法第一三条、第四六条の二及び第六八条の三一関係）

(3)　事業所内託児施設等の割増償却（旧租税特別措置法第四六条の四及び第六八条の三三関係）

(4)　植林費の損金算入の特例（旧租税特別措置法第五二条及び第六八条の三八関係）

(5)　法人税法の改正に伴い、複数の完全支配関係がある大法人（資本金の額若しくは出資金の額が五億円以上の法人又は相互会社等をいう。）に発行済株式等の全部を保有されている法人については、次の措置を適用しないこととした。（第五七条の一〇、第六一条の四、第六六条の一三、第六八条の五九、第六八条の六六及び第六八条の九八関係）

(1)　中小企業等の貸倒引当金の特例における貸倒引当金の法定繰入率

(2)　交際費等の損金不算入制度における中小企業者に係る六〇〇万円の定額控除

(3)　中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置における中小企業者等の適用除外

㈠　国際課税

振替国債等の利子の課税の特例等について、次の措置を講ずることとした。（第五条の二及び第五条の三関係）

(1)　外国の法令に基づいて設定された信託で退職年金等信託に類するもの（受益者等課税信託に該当するものに限る。）のうち、当該外国において主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されるもの（以下「外国年金信託」という。）の信託財産につき生ずる振替国債、振替地方債又は特定振替社債等の利子については、当該外国年金信託の受託者が当該利子の支払を受けるものとして、非課税措置を適用する。

(2)　非居住者又は外国法人が民法に規定する組合契約に係る組合財産（これに類するものを含む。）又は信託（受益者等課税信託に限り、外国年金信託を除く。）の信託財産に属する振替国債、振替地方債又は特定振替社債等につき支払を受ける利子について非課税措置の適用を受ける際に、業務執行者等が行う手続を定める。

㈡　外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例について、次の措置を講ずることとした。（第四二条の二及び第六七条の一七関係）

(1)　適用対象となる所得の範囲に、現金又は有価証券を担保とする一定の証券貸借取引につき支払を受ける利子及び貸借料等を追加する。

(2)　適用対象となる債券の範囲に、次に掲げる有価証券を追加する。

イ　振替地方債

ロ　振替社債等のうちその利子の額が当該振替社債等の発行者等に関する一定の指標を基礎として算定されるもの以外のもの

ハ　上場株式等（証券貸借取引において用いる場合に限る。）

㈢　内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等について、次の措置を講ずることとした。（第四〇条の四、第四〇条の七、第六六条の六、第六六条の九の二、第六八条の九〇及び第六八条の九三の二関係）

(1)　株式等の保有を主たる事業とする統括会社について、実体基準及び所在地国基準に係る適用除外基準の判定を統括業務により行う。

(2)　特定所得の金額の基因となる株式等に係る保有割合一〇パーセント未満の要件の判定時期は、配当等については当該配当等の支払に係る効力が生ずる日、譲渡については当該譲渡の直前とする。

(3)　特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例について、右記(2)と同趣旨の改正を行う。

㈣　国外関連者との取引に係る課税の特例における独立企業間価格の算定方法について、その適用優先順位を廃止し、国外関連取引の内容及び当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合に支払われるべき対価の額を算定するための最も適切な方法を選択する仕組みとすることとした。（第六六条の四及び第六八条の八関係）